

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	病気やケガ、また働いても収入が少ないなどにより、生活費や医療費などに困った際、最低限度の生活ができるように、生活保護法により国が定めた基準に基づき、生活費・医療費・介護費用等の八つの扶助を必要に応じ支援して、自らの力で生活できるように手助けする制度です。 ①生活保護の開始・廃止の決定 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定、支給及びケース記録管理 ③医療扶助における医療券の発行、介護保険サービス利用時の介護券の発行 ④医療機関及び診療報酬支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護機関及び国民健康保険団体連合会からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯を訪問し、実態把握および相談・支援業務の実施。民生委員との連携。 ⑦各関係機関への各種調査(官公庁・年金機構・医療機関・介護機関・銀行・保険会社等) ⑧保護世帯への自立助長のための支援(求職活動支援等)
③システムの名称	生活保護システム(あゆむくん)・中間サーバー・医療扶助オンラインシステム(レセプトプラス)・統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 ●情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43、161、162
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	保健福祉部保護課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムから統合専用端末へUSBを介し情報を渡しているが、作業後にUSB内のデータを消去し、施錠できる書棚に保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎月、生活保護費に関する月締め作業翌日朝礼時に、通知書発送にあわせて特定個人情報の取り扱いについて課内職員へ指導を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施) 平成27年2月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月1日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護課長 小原 雅彦	保護課長 松尾 和俊	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護課長 松尾 和俊	保護課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数が	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数が	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年3月10日	VIリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部保護課	保健福祉部保護課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部保護課	保健福祉部保護課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和8年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システムの名称	生活保護システム(あゆむくん)・中間サーバー・医療扶助オンラインシステム(レセプトプラス)・統合専用端末	生活保護システム(あゆむくん)・中間サーバー・医療扶助オンラインシステム(レセプトプラス)・統合専用端末	事後	システム更新に伴うもの
令和8年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	番号法第9条第1項 別表23の項	事後	法令改正に伴うもの
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第二における情報照会の根拠): 第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(26の項)	●情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 ●情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162	事後	法令改正に伴うもの
令和8年2月1日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和8年2月1日	II しきい値判断結果	令和元年11月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	時点見直し
令和8年2月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させさせる作業。人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		生活保護システムから統合専用端末へUSBを介し情報を渡しているが、作業後にUSB内のデータを消去し、施錠できる書棚に保管している。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年2月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴い追記
令和8年2月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年2月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		毎月、生活保護費に関する月締め作業翌日朝礼時に、通知書発送にあわせて特定個人情報の取り扱いについて課内職員へ指導を行っている。	事後	様式変更に伴い追記